

(仮称) 美ヶ原駐車場売店新築工事設計業務委託 評価基準

1 趣旨

本書は、(仮称) 美ヶ原駐車場売店新築工事設計業務委託プロポーザル実施要領に定めることのほか設計者を選定及び特定する事務に必要な事項について定めるものとする。

2 評価表

以下の評価表に基づき評価を行う。

※技術評価合計点(600点満点)が60%(360点)に満たない場合は、候補者として選定しません。

(1) 技術評価

ア 客観評価 ※評価の詳細は、3のとおり

評価項目		評価の着目点			評価点
客観評価	1 事務所の評価 (27点)	技術職員数			6点
		有資格者数			6点
		同種・類似業務の実績			15点
	2 配置技術者の資格 (15点)	専門分野の技術者の資格	主任技術者	建築(意匠)	3点
				建築(構造)	4点
				電気設備	4点
				機械設備	4点
	3 配置技術者の技術力 (58点)	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)	管理技術者	12点	
			主任技術者	建築(意匠)	9点
				建築(構造)	9点
				電気設備	6点
		経験年数	主任技術者	機械設備	6点
管理技術者				6点	
建築(意匠)				3点	
建築(構造)				3点	
		電気設備	2点		
		機械設備	2点		
技術評価(客観評価) 合計				100点	

イ 主観評価

評価項目		評価の着目点		評価点
主観評価	1 業務実施方針 (50点)	再生計画及び事業構想を十分理解した上で提案しているか。		25点
		事業を効果的かつ確実に実行することができるか。		25点
	2 整備コンセプトに対する技術提案 (450点)	(1) 美ヶ原高原の本質的な魅力を活かせる機能 美ヶ原高原の本質的な魅力である「眺望・豊かな自然環境」を感じる点 を考慮して提案しているか。		75点
		(2) 集客に効果的な情報発信につながりやすい機能 施設のにぎわいを演出するスペースや気軽に美ヶ原高原の情報を収集 できるような機能について提案しているか。		75点
		(3) 全天候、全季節対応型の機能 高原特有の強風、低温、積雪など厳しい気象条件に対応し、年間を通じて 安定的に利用できる施設について提案しているか。		75点
		(4) 売店など既存施設のホスピタリティを向上させる機能 自由にくつろぐことのできるスペースや見通しのよい空間を確保し、来訪者 の満足度が向上する機能について提案しているか。		75点
		(5) 維持管理コストの軽減につながる機能 周辺環境と調和し立地環境に配慮したデザイン、環境負荷低減にむけた取組 やイニシャルコスト、ランニングコスト等を抑えることができる提案をして いるか。加えて、資材費や人件費等が上昇局面にある中、提案事業費限度 額内の施工を前提に、コストコントロールをどう図っていくのか、その考 え方や手法を提案しているか。		75点
(6) 将来的な冬季利用を見据えた機能 現在冬季閉鎖となっているが、将来的に冬季利用できる場合、それに対 応できる施設及び機能について提案しているか。		75点		
技術評価(主観評価) 合計			500点	

(2) 価格評価

(最低提案見積額 ÷ 当該提案見積額) × 100点	100点
価格評価 合計	100点

3 客観評価

(1) 事務所の評価【27.0点】

ア 事務所の評価

(7) 技術職員数【6.0 点】※協力事務所を含む

技術職員数（人）	評価点
50～	6.0
20～49	3.0
～19	1.0

(1) 有資格者数【6.0 点】※協力事務所を含む

有資格者数（人）	評価点
50～	6.0
20～49	3.0
～19	1.0

イ 事務所の実績【15.0 点】

(7) 同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数）※単体及び共同体の場合のみ

平成23年4月1日以降の同種又は類似の業務実績について、1件当り配点3点として、実績ごとに評価のウェイトを乗じたものの合計とする。

実績	評価のウェイト
①同種業務	1.0
②類似業務	0.5
③実績なし	0.0

(2) 配置技術者の資格【15.0 点】

ア 各分野の主任技術者

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
建築（意匠）	一級建築士	3.0
	二級建築士	1.5
建築（構造）	構造設計一級建築士	4.0
	一級建築士	2.0
	二級建築士	1.0
電気	設備設計一級建築士	4.0
	一級建築士、建築設備士、技術士	2.0
	一級電気工事施工管理技士	1.0
	二級電気工事施工管理技士	0.5
機械	設備設計一級建築士	4.0
	一級建築士、建築設備士、技術士	2.0
	一級管工事施工管理技士	1.0
	二級管工事施工管理技士	0.5

※ 令和8年4月1日現在、各技術者において「手持業務件数」が無い場合は「0」、1件の場合は「-0.5」、2件以上の場合は「-1」を加算するものとする。

(3) 配置技術者（管理技術者、各主任技術者）の技術力【58.0 点】

ア 同種又は類似業務の実績の有無【42.0 点】 ※単体及び共同体の場合のみ

【配点：管理4点/件、意匠・構造3点/件、電気・機械2点/件】

過去の実績3件を下記により評価する。同種又は類似業務の実績が無い場合は0点とする。

(7) 同種業務=1.0、類似業務=0.3とする。

(1) 携わった立場=下表による。

過去実績での立場	管理術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者	1.0	1.0 (※)
主任担当技術者	0.4	1.0
担当技術者	0.2	0.4

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績ごとに①×②を算出し、これを評価点に乗じたものを合計とする。（なお、評価点は3件の合計点となっている。）

イ 経験年数【16.0 点】 ※評価点に評価のウェイトを乗じたものを点数とする。

【配点：管理6点/人、意匠・構造3点/人、電気・機械2点/人】

経験年数の評価は以下による。

(ア) 管理技術者の場合

経験年数（年）	評価のウェイト
25～	1.0
20～24	0.9
15～19	0.7
10～14	0.6

(イ) それ以外の場合

経験年数（年）	評価のウェイト
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.5

4 一次審査

提出された参加表明書をもとに、評価表のうち客観評価項目を評価する。

5 二次評価（参加表明書及び技術提案書の評価）

参加表明書による客観評価に加え、提出された技術提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、委員の主観的評価により総合的に判断を行う。